

各障害福祉サービス等事業者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

相模原市民間障害福祉施設等運営費助成事業の見直しに伴う申請手続き等
について(通知)

日頃から本市の障害福祉施策の推進に格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、増加し続ける給付費等の安定的な確保と平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の考え方等を踏まえ、「さがみはら障害者プラン」の重点的な取組事項として掲げた「重度の障害のある人の地域生活の支援」等を目的とした加算への重点化を図るため、相模原市民間障害福祉施設等運営費助成および相模原市共同生活援助事業加算給付の見直しを行いました。
相模原市民間障害福祉施設等運営費助成につきましては、令和元年10月サービス提供分以降の加算の算定において、申請手続きが必要となる場合がありますので、御確認くださいようお願いいたします。

- 1 変更適用日について
令和元年10月サービス提供分から適用
- 2 見直し内容について
加算新設および一部加算単位の見直し等を行いました。詳細につきましては、「相模原市単独加算種別一覧(資料1)」を御確認ください。
- 3 申請手続きについて
 - (1) 申請手続きが必要となるケース
新たに各加算を算定する場合、または現在算定している加算の区分に変更が生じる場合は、申請手続きが必要になります。詳細につきましては、「市単独加算(運営費助成)の見直しに係る申請手続き等について(別紙1)」を御確認ください。
 - (2) 申請方法
必要書類を下記へ持参または郵送にてご提出ください。

<提出先>
〒252-5277
神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市 障害政策課 指定・指導班
 - (3) 提出締め切り
令和元年9月30日(月)
- 4 請求事務について
相模原市民間障害福祉施設等運営費助成につきましては、請求手続きを行う際に使用するサービスコードが変更となります。令和元年10月サービス提供分からの新しいサービスコードは、後日お知らせいたします。
相模原市共同生活援助事業加算給付につきましては、今回の見直しに伴う申請手続きは不要ですが、令和元年10月サービス提供分から加算単位が変更になりますので、御注意ください。

以上